令和７年６月１６日

衆議院議長　額賀　福志郎　殿

インターネット上の不法行為に関して収益化停止処置を含む

情報流通プラットフォーム対処法の運用改善を求める請願

請願の趣旨

インターネットの普及は、利便性の向上と同時に弊害も顕著となっており、ネット空間の健全化は急務です。SNSを含む大規模プラットフォームは、テレビや出版と同様、閲覧者に表示する広告などから収益を上げる仕組みとなっています。仮に、投稿内容が虚偽の事実の公表、誹謗中傷、脅迫、あるいは誤情報であったとしても、プラットフォーム側には広告収入という利益が生じる構造となっているのです。また、「インフルエンサー」と呼ばれる影響力のある発信者は、デマであれ真実であれ、プラットフォームにとっては収益源であり、優遇・保護される傾向にあります。

攻撃的な発信者による言説が集中する中で、命を失った地方議員、公務員がいたという事実は、極めて深刻な問題です。このような状況下にありながら、政党要件を満たす公党の党首および事務局長らが、SNS上において公人ではない匿名の民間人の氏名を暴露する投稿を行い、また引用によってその情報を拡散したという事案が発生しました。発端は、自らを指定暴力団の元組長と称し、当該政党の支持者であると公言する人物が、当該民間人に対して発信者情報開示請求を行い、その結果得られた氏名とハンドルネームを結び付けてX（旧Twitter）に投稿したことにあります。

この個人情報の暴露に対して多数のユーザーが法令違反を指摘するとともに運営会社に通報しましたが、当該投稿は本日（令和7年6月16日）現在、290万の表示回数を記録し、いまだ公開状態にあります。これに加え、当該投稿に刺激を受けた複数のユーザーにより、当該民間人の家族構成を明らかにする投稿、子弟の通学先を暴くよう教唆する投稿、さらに勤務先企業名やその住所、電話番号を記載するコメントなどが投稿され続けています。

情報流通プラットフォーム対処法第7条においては、発信者情報の開示を受けた者に対し、「当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者情報に係る発信者の名誉又は生活の平穏を害する行為をしてはならない」とする義務規定が存在します。しかしながら、同条には罰則が設けられておらず、実効性に乏しいことが今回の事案を通じて明らかとなりました。あわせて同種の攻撃的発信者らは、有料会員のみが視聴できる動画サイトで、実名などをあげつつ誹謗中傷を行い多数に配信し収益を得ている実態にあります。このような収益構造を踏まえ、情報流通プラットフォーム対処法の運用改善を強く求めます。

請願事項

1. 不法行為が認定された場合において、収益化停止や当該発信者のアカウント削除などの処置が実施される運用となるようプラットフォームに求めること。
2. 攻撃的発信者による一定以上の批判や侮辱を含む投稿について、政府広報および企業等からの広告出稿が制限される制度設計を行うこと。
3. 本件を含む削除対応・収益化停止処置について、各プラットフォーマーに対し

報告を求め、それぞれの対応が等しくなるよう指針を示すこと。

紹介議員

請願者

氏名）　小　坪　　慎　也

住所）　〒824-0055福岡県行橋市今井３７１３－１

インターネット上の不法行為に関して収益化停止処置を含む

情報流通プラットフォーム対処法の運用改善を求める請願

インターネットの普及は、利便性の向上と同時に弊害も顕著となっており、ネット空間の健全化は急務です。SNSを含む大規模プラットフォームは、テレビや出版と同様、閲覧者に表示する広告などから収益を上げる仕組みとなっています。仮に、投稿内容が虚偽の事実の公表、誹謗中傷、脅迫、あるいは誤情報であったとしても、プラットフォーム側には広告収入という利益が生じる構造となっているのです。また、「インフルエンサー」と呼ばれる影響力のある発信者は、デマであれ真実であれ、プラットフォームにとっては収益源であり、優遇・保護される傾向にあります。このような収益構造を踏まえ、情報流通プラットフォーム対処法の運用改善が強く求められる。

請願事項

1. 不法行為が認定された場合において、収益化停止や当該発信者のアカウント削除などの処置が実施される運用となるようプラットフォームに求めること。
2. 攻撃的発信者による一定以上の批判や侮辱を含む投稿について、政府広報および企業等からの広告出稿が制限される制度設計を行うこと。
3. 本件を含む削除対応・収益化停止処置について、各プラットフォーマーに対し

報告を求め、それぞれの対応が等しくなるよう指針を示すこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 住所 | 氏名 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |
| ４ |  |  |
| ５ |  |  |
| ６ |  |  |
| ７ |  |  |
| ８ |  |  |
| ９ |  |  |
| 10 |  |  |

※　同一住所であっても略さずに記入をお願いします。